鎌倉市フリースクール等利用児童生徒支援補助金 Q&A(施設)

(令和5年7月時点)

| | Q | A |
|---|----------------------|---|
| 1 | オンラインのみの学校は認定されますか。 | "通いの"居場所を趣旨としているので、今回はオンラインのみの学校は含んでいません。 |
| 2 | 第3条補助対象者 「原則在籍」とは | 登録や入所まで至っていなくても、体験学習等で利用料等が発生した場合は対象となります。 |
| 3 | サポート校は対象になりますか | なります。ただし、フリースクールに併設されているサポート校に限ります。また、学習等支援施設に該当する施設が対象となり ます。 |
| 4 | サポート校の場合の必要書類はありますか | 学習等支援施設であるかがわかる書類(学則等)のご提出をお願いします。(第15条 (6) その他市長が必要と認める書類) |
| | サポート校として申請する場合は、どうした | まず、フリースクール等として要件と合っている場合、申請をお願いします。サポート校を併設している場合は、学習等支援施設 |
| 5 | らよいですか。 | であるかがわかる書類(学則等)のご提出をお願いします。 |
| 6 | 施設は市外でもいいですか | 市外の施設でも構いません。 |
| 7 | 毎年申請が必要ですか | 不要です。事業内容に変更や停止・廃止があった場合は速やかに変更届出書(第13号様式)、廃止・休止届(第14号様式)をご提 |
| | | 出ください。なお、年度初めに変更等がないかの通知を出させていただきます。 |
| 8 | 認定施設の申請の際の、学校との連携がわか | 普段学校に連絡する際に使っている様式、学校との連携がわかるフローなどをご提出ください。 |
| | る書類とは何ですか。 | |